

新	旧
<p>1～2略</p> <p>3 対象工事 原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、設計金額（税込み）が<u>5,000万円以上の工事は、原則発注者指定型とする。</u> <u>ただし、社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事等は、モデル工事の対象としない。</u></p> <p>4～7略</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和2年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 ただし、土木工事標準積算基準書（令和2年8月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休2日制確保モデル工事実施要領（土木工事）」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和6年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。</u></p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添</div> <p>週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）略</p>	<p>1～2略</p> <p>3 対象工事 原則として全ての工事をモデル工事の対象とし、設計金額（税込み）が原則1.5億円以上の工事は、発注者指定型とすることができる。 ただし、次の3つの条件全てを満たす工事。 《対象となる工事》 (1) 設計時に4週8休を考慮して工期の設定をしている工事 (2) 緊急・小規模工事及び市内一円以外の工事 (3) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事</p> <p>4～7略</p> <p>附則 この要領は、令和3年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 なお、令和2年度ゼロ市債におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。</p> <p>附則 この要領は、令和4年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 ただし、土木工事標準積算基準書（令和2年8月1日）を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、従前の「週休2日制確保モデル工事実施要領（土木工事）」によるため、市場単価は経費補正の対象としない。</p> <p>附則 この要領は、令和5年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。 (新設)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別添</div> <p>週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項（土木工事）略</p>